

議案第6号

つくば市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

つくば市立幼稚園授業料等徴収条例（平成3年つくば市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1日につき1,000円」を「預かり保育料として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日（以下「長期休業日」と総称する。）

に利用する場合 1日につき1,000円

(2) 長期休業日以外の日に利用する場合 1日につき300円。ただし、長期休業日

以外の日の1月の利用日数が10日を超えるときは、1月当たり3,000円とする。

第4条を次のように改める。

（預かり保育料の納付期限）

第4条 預かり保育料は、利用した月の合計額を翌月の15日（その日が金融機関の休業日であるときは、その日の直後の金融機関の営業日）までに納付しなければならない。

第 5 条及び第 6 条を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定、同条に各号を加える改正規定及び第 4 条の改正規定は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前の預かり保育に係る預かり保育料については、なお従前の例による。

(提案理由)

つくば市立幼稚園における預かり保育について、平日の教育時間終了後の預かり保育の本格導入に向けて、令和 7 年 9 月から試行的に開始することに伴い、保育料に関する事項について変更するため、この条例案を提出するものである。

つくば市立幼稚園授業料等徴収条例（平成3年つくば市条例第27号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条・第2条（略） （預かり保育料） 第3条 預かり保育を利用する園児の保護者は、<u>預かり保育料として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を市に納付しなければならない。</u> <u>(1) 夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日（以下「長期休業日」と総称する。）</u> <u>に利用する場合 1日につき1,000円</u> <u>(2) 長期休業日以外の日に利用する場合 1日につき300円。ただし、長期休業日</u> <u>以外の日の1月の利用日数が10日を超えるときは、1月当たり3,000円とする。</u> <u>（預かり保育料の納付期限）</u> 第4条 <u>預かり保育料は、利用した月の合計額を翌月の15日（その日が金融機関の</u> <u>休業日であるときは、その日の直後の金融機関の営業日）までに納付しなければ</u> <u>ならない。</u> 附則（略）	第1条・第2条（略） （預かり保育料） 第3条 預かり保育を利用する園児の保護者は、<u>1日につき1,000円</u> <u>を市に納付しなければならない。</u> <u>（預かり保育料の徴収）</u> 第4条 <u>預かり保育料は、利用当日に徴収する。</u> <u>（預かり保育料の減額）</u> 第5条 <u>教育委員会は、預かり保育を利用する園児が法第30条の4第2号又は第3</u> <u>号に該当する場合は、教育委員会規則の定めるところにより、預かり保育料を減</u> <u>額することができる。</u> <u>（委任）</u> 第6条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u> 附則（略）